

幕末期、売込商の性格について

——上州藤生家についての個別的検討——

佐々木潤之介

1 はじめに

幕末・維新时期を「世直しの状況」として把握しようとする観点⁽¹⁾にたてば、開港による変動を、社会的経済的編成の過程としてとらえることが、重要な一視点となる。そして、それに関連して、その編成を固有なものにしたところの歴史的状况を、殊に、天保改革前夜からの動向に即して具体的に明らかにしなければならぬ。

右の視点に拠って検討を加えようとする場合、いうまでもなく、蚕糸業がそのもつとも適切な素材であろう。その蚕糸業についても、諏訪、群馬、福島の各地方が、そのそれぞれの異なった歴史的事情と、発展の過程とをもつことは、すでに指摘されている。⁽²⁾しかし、その差異

は、たんに生産構造のそれにとどまらず、さきの社会的経済的編成の問題として検討される必要がある。とすると、すでに、別稿⁽³⁾で指摘したように、開港を契機として——或いは、開港を一面で必然的にしたところの——行なわれたところの生産諸力の編成にさいして、その編成の主導的役割を果たしたものの、歴史的・社会的特質が追求されねばならない。その特質が、それぞれの地域において、特徴あるものとして把握されると同時に、なおかつ、本質的に共通の特質をもちつつ、「国内市場」の形成過程に、深く関わりあつて行く道程が追求されねばならない。幕末・維新时期の流通過程に関する研究の、一つの重要な課題はこのてんにある。

しかし、さきにあげた三つの地域のなかで、まず開港

を契機として製糸業が急速に展開する諏訪製糸業——その代表的な例として、間下武居代次郎家・中山社⁽⁴⁾を考えてよいと思われるが——と、他とは区別される必要がある。周知のように、諏訪製糸業は、もともと早く、器械製糸をその支配的な生産方法として確立し、生糸輸出の中核となっていくのであるが、その根底には、少なくとも製糸業の限りにおいて、開港が「再編の契機」としてではなく、「展開・起点としての契機」としての意味をもっていることの事情が重要な意味をもっているものと考えられる。

このてんにおいては、他の福島・群馬両地域は、また事情をそれぞれ異にするとはいえ、諏訪製糸業と区別されうる。そこでは、開港以前において、それぞれ一定の地域的分業に拠る織物地帯と結びついた製糸業が展開していたし、また、その製糸業は、西陣を中心とする登せ糸の供給源でもあったのであって、開港はまさに、「再編の契機」としての意味をもつ。

これらの地域についての、幕末期の、この関心からの分析として、八王子製糸業については、鑑水村大塚五郎吉家の検討を行なったが、福島製糸業については、登せ

糸の大規模な糸買継商人として成長し、開港後は、輸出糸の買継に努めつつも、慶応二年の、世直し騒動によって、決定的ともいえる打毀しをうけた、大石村大橋儀左衛門家の検討を通じて、その相貌が明らかにされうるであろう。

本稿では、以上の視点に拠って、群馬の一商人を対象として、一つの部分的な検討を行なうことにする。

2 糸売込の様相

「横浜市史」の町人録⁽⁷⁾には、安政六年より慶応四年にいたる間の、横浜五ヶ町在住商人三七五人の名をあげている。そのうち、上州の出身と記されているものは、表1に示したように一〇人を数える。このなかで、桐生織物地帯を控えて、生糸取引市場の一大中心地であった大間々町⁽⁸⁾を基礎に、横浜売込商人となったのが桐原村藤屋藤三郎⁽⁹⁾（藤生善十郎）である。以下、その藤生家について検討することしよう。

藤生家は、すでに開港前、桐生の絹売継商を営み、おおよそ、天保年間以降、とくに前橋の市場での、糸取引に従事していたことは、天保・嘉永年間の「市日記」に

第1表 上州出身の売込商人

| 屋号 | 出身地 | 押借地 | 営業年月日の初見 | 営業品目 |
|---------|---------|--------|-----------|------|
| 加部屋安左衛門 | 吾妻郡大戸村 | 弁天通3丁目 | 安政6年3月8日 | 生糸他 |
| 塩野屋親八郎 | 邑楽郡川俣村 | 本町5丁目 | 安政6年5月17日 | 生糸他 |
| 中居屋重兵衛 | 吾妻郡三原 | 本町4丁目 | 安政6年4月18日 | 生糸他 |
| 野沢屋惣兵衛 | 群馬郡高崎 | 弁天通4丁目 | 万延元年1月12日 | 生糸他 |
| 藤屋藤三郎 | 山田郡桐原村 | 弁天通4丁目 | 安政6年4月28日 | 生糸他 |
| 山木屋芳兵衛 | 新田郡世良田 | 本町3丁目 | ? | 生糸他 |
| 吉村屋幸兵衛 | 勢田郡新川村 | 弁天通4丁目 | ? | 生糸他 |
| 穀屋清左衛門 | 吉井 | 本町4丁目 | 安政6年2月25日 | 生糸他 |
| 上州屋平八 | | 弁天通3丁目 | 安政6年6月2日 | 生糸他 |
| 田辺屋源五郎 | 新田郡藪塚本町 | 弁天通5丁目 | 安政6年か | 生糸他 |

注 一部は「群馬県蚕糸業史」で補った。

よって知りうるが、開港直後に横浜に出店したことは、表1に示されてる。それ以後、桐原の藤生は本店としては糸買継を行ない、横浜の店は浜店藤屋と称して売込商に従事することになった。藤屋の、文

第2表 文久元~4年売込糸とその状況

| | (A) 売込糸量 | (B) 糸売代銀 | (C) 買元銀 | (D) 利潤 |
|------|-------------|---|-------------------------|------------------------|
| 文久元年 | 斤 11,671.82 | 両分朱 1560文 32601.1.0 7 ⁴ 7 | 両分朱 11668文 32217.3.0 | 両分朱 -16486文 -23.2.2 |
| 2 | 20,384.00 | 2724文 66634.1.3 32 ⁹ 09 | 34507文 63051.1.3 | 3088文 3966.1.1 |
| 3 | 22,427.80 | 34152.1.1 49 ⁴ 22 | 7739文 32350.0.2 | 66文 392.2.0 |
| 4 | 10,432.73 | | | |

第2表一附 相関表

| | $\left(\frac{B}{A}\right)$ | $\left(\frac{C}{A}\right)$ | $\left(\frac{D}{C} \times 100\right)$ |
|------|----------------------------|----------------------------|---------------------------------------|
| 文久元年 | 2.79 | 2.76 | -0.7 |
| 2 | 2.97 | 2.81 | 6.3 |
| 3 | 3.30 | 3.10 | 1.2 |

久元年から四年間の、売込糸量は、表2に示すように、合計六五、二一六斤にたった。とくに、文久二年には、前年と比べて、倍増する発展を示した。この文久元年から四年までの時期は、万延元年閏三月に布告された「五品江戸廻し

(57) 幕末期、売込商の性格について

第3表 売糸の産地別比率(%)

| | 信州 | 八王子 | 奥州 | 会津 | 伊勢崎 | 前掲 |
|------|------|------|------|-----|-----|------|
| 文久元年 | 45.7 | 12.7 | | | | 41.6 |
| 2 | 2.6 | | 1.4 | 2.5 | 4.7 | 88.8 |
| 3 | 1.9 | | 14.9 | | | 83.2 |
| 4 | 4.2 | | | | | 95.8 |

いることが注目される。これと、八王子系とは、兵助・林兵衛等の、藤生の手代が、飯田・松代・上田・八王子等の市場より買い集めたものと思われる。これにたいし、文久二・三年には、前橋を主とする上

令」が、横浜売込商の抵抗によって、事実上無力のものとなって、励行されずにあった時期と、文久三年九月の横浜鎖港問題を契機に、右の江戸廻送令が強行され始めそれが本格化した元治元年(文久四年)一月以降の時期とにわたっている。したがって、文久四年の売込糸量の激減は、この、幕府の貿易統制策のあらわな影響を示している。このことを前提として、表2を中心に見ることにしよう。

1) 売込糸量の産地別構成は、表3に示される。文久元年には、信州系が約半分をしめて

第4表 文久4年の買糸の区分

| | (A) | (B) | (B/A) |
|-----------|---------|---------|-----------|
| | 糸量 斤 | 買元 両 | 斤当値段 両 |
| 江戸問屋よりの買糸 | 4367.00 | 12848 | 2.94 |
| 藤屋の直売糸 | 6065.73 | 19503 | 3.22 |

州系が大部分をしめるようになる。藤生に残されている仕切状よりみた場合、藤生が前橋で購入した糸を、藤生に送っているのが、その売込糸の殆ど全てを占めることが明らかである。しかし、文久四年についてみれば、前橋系九、九〇八斤余のうち、四、三六七斤——約四二%——と信州系四三四斤の全てが「江戸買入」と明記されている。これは五品江戸廻送令の強化の結果であることは明らかであるが、このことのもつ意味として、藤生と藤

屋とが同じ経営の本支店の関係でありながら、江戸問屋の介入によって、その経営内容が分断されていくことになるであろうことが注目されよう。したがって、以上の検討から、第一には、藤屋の売込み糸の供給市場が、文久初年に、ほぼ、前橋糸を中心として確定したこと、第二には、五品江戸廻送令が、藤屋の経営にとって、それが桐原での藤生の経営と結びついて

第5表 文久4年の売込状況

| 期 間 | 種 目 | 金 額 | | 相 関 々 係 |
|--------------------|-----------|-----------|----------|----------------|
| 正/26~5/11 | 糸 売 代 銀 | 7426.2.0 | 21匁12 | A |
| | 江 戸 売 利 | 36.2.0 | | A' |
| | 糸 売 代 銀 計 | 7463.1.2 | 260文 | A+A' |
| | 買 元 | 7228.1.3 | 3052 | B |
| | 諸 入 用 | 176.3.0 | 2555 | C |
| | 利 潤 | 57.1.0 | 425 | (A+A')-(B+C)=D |
| 6/9 | 糸 売 代 銀 | 930.0.3 | 2匁88 | A |
| | 買 元 | 911.2.2 | 232 | B |
| | 利 潤 | 15.2.1 | 286 | A-B =D' |
| 9/12~10/18 | 糸 売 代 銀 | 13895.1.0 | 25匁22 | |
| | 買 元 | 12847.2.2 | 1匁50 200 | |
| | 利 潤 | 1047.3.1 | 21匁86 | =D'' |
| 小 計 | 利 潤 | 1120.2.1 | 233 | D+D'+D''=E |
| 9/28~11/1 12/11 | 糸 売 代 銀 | 11719.0.0 | 238 | A |
| | 買 元 | 11362.1.3 | 4255 | B |
| | ベケ糸売代 | 145.0.0 | | D''' |
| | 利 潤 | 355.3.2 | 543 | A-B =D''' |
| | 全 利 潤 | 500.3.2 | 543 | D''' + D'' =E' |
| 総 計 | 利 潤 計 | 1621.1.3 | 776 | E+E' =F |
| | 諸 入 用 | 1220.3.0 | 166562 | C |
| | 差 引 浜 徳 | 392.2.0 | 66 | F-C =G |

いるだけに、大きな影響を受けざるをえなかったこと、の二点を指摘する。
 2) 糸売代金としてここに記した金額は、実際の生糸の売代金から、必要経費である、御運上・問屋口銭・南京人進上・荷造費・蔵番人進上・神奈川よりの附込駄賃を引いたものであること、及び、文久四年に限っては、それよりさらに、江戸より神奈川迄の船賃や江戸会所改料を差し引いたものであることを注記しておく必要がある。その上で、状況を明らかにするために、表2-1附を示すと、明らかに、糸売代金は、年毎に高騰している。文久四年は同元年に比べ一八%の高騰であるが、それは、同表に明らかのように、買元銀Ⅱ糸仕入値段の高騰を一つの根

扱としてゐる。ところで、文久四年については、さきに表示したように、輸出糸は、江戸問屋買入と、藤生よりの送糸を主とした部分とに分かれる。それについてみると、表4の結果が出てくる。これは注目すべきことのように思われる。すなわち、藤屋にとって、糸購入代金は、江戸問屋よりの購入価格の方が低価なのである。じつさい、表5から明らかのように、この年の糸売買に伴う粗利益の六四%余は、この江戸問屋よりの購入糸(表5の九月二日と一〇月一八日の間の売糸全量)によつてゐる。このことは、表2―附に示された以上に、国内糸価の高騰が激しかったことを示すと共に、その高騰にたいして、藤生と江戸問屋との間に、生糸購入にさいしての、相違点が示されているようにみえる。つまり、これから指摘出来る諸点には生糸値段の高騰という一般的状況のなかで、第一に、江戸問屋に廻送される生糸は、低値で取引されうる生産機構を基礎にしたものではないかという問題、第二に、藤生の生糸購入は、糸市場価格をそのまま反映するような購入価格で行なわれていたのではないかという問題がある。このことは、前者がおそらく、強い問屋制支配のもとでの生産機構を前提として

いるの⁽¹²⁾にたいし、藤生が、少なくとも製糸業に関しては、その生産者の性格を殆ど喪失してしまつてゐるのみならず、小生産者にたいする問屋制的支配も見られず、ほぼ純粹の買継商人として存在してゐることによるものであらう。したがつて、第三に、右の諸問題は、江戸廻送令にたいして、売込商と江戸問屋との対立面だけを強調することの妥当性についての問題をも示してゐる。藤生に即していえば、たしかに、江戸廻送令の強化は、買継と売込とを一貫するその経営を分断する影響をうけるが、しかし同時に、売込商としての藤屋は、江戸問屋と協合して利潤を得ていくのである。この両側面の絡み合いこそ、実は、藤生―藤屋の経営の解体傾向を示してゐるものといえよう。

3) 利潤について表2は、その不安定なことをはっきりと示してゐる。文久元年には、表2―附に示すように、約〇・七%の赤字となつてゐた。これは生糸売込値段と、購入値段との差の僅少なことからみて、当然のことともいえる。そして、その購入値段の高さは、この年の糸購入の過半が信州や八王子の遠隔地で行なわれていること、と深く関係してゐるであらう。じつさい、表6に

第6表 文久元年の売込状況

| 期 間 | 種 目 | 金 額 | | 相 関 々 係 |
|------------------------------------|---------|-----------|-------|---------------------------|
| 2/5~12/18 正/7~4/15 正/13~5/23 | 糸売上代金 | 16852.0.2 | 1200文 | A |
| | 糸買入代金 | 16885.0.0 | 2674 | B |
| | 諸 入 用 | 266.0.0 | 10326 | C |
| | 差 引 不 足 | 301.1.2 | 11804 | A-(B+C) |
| 4/9 乗合 3/24~4/4 | 仕 切 高 | 888.3.2 | 120 | A |
| | 買 元 | 863.1.2 | 1515 | B |
| | 諸 入 用 | 8.2.1 | 32 | C |
| | 差 引 利 | 8.1.1 | 302 | $\{A-(B+C)\} \frac{1}{2}$ |
| 6/8~9/13 | 糸売上代銀 | 11230.2.0 | 240 | A |
| | 買 元 | 10879.3.0 | 7479 | B |
| | 諸 入 用 | 79.0.3 | 1754 | C |
| | 売 残 糸 | 45.0.0 | | D |
| | 差 引 利 | 315.0.0 | 1253 | A-(B+C)+D |
| 10/20~12/18 | 糸売上代銀 | 3631.3.0 | (7匁7) | A |
| | 買 元 | 3589.3.0 | | B |
| | 諸 入 用 | 87.2.1 | 6237 | C |
| | 差 引 不 足 | 45.2.1 | 6237 | A-(B+C) |

第7表 諸入用の内訳

| | 文 久 元 年 | | 文 久 3 年 | | 文 久 4 年 | |
|-------|---------|--------|----------|--------|----------|---------|
| 諸入用計 | 437.1.0 | 18317文 | 1080.0.1 | 84037文 | 1354.2.0 | 167957文 |
| 利 足 計 | 177.0.3 | 6366 | 155.0.0 | | 185.0.0 | |
| 軍 用 金 | | | 200.0.0 | | 250.0.0 | |

示したなかで、二月五日と五月二三日の間の売込糸六三〇七斤六三のうち、前橋糸は、一五六斤にすぎず、その結果が、三〇一兩余の不足となっている。また六月八日と九月一日の間の売込糸四、〇一〇斤四のうち三、三一九斤五四が前橋糸であり、その結果が三一五兩余の利潤となっている。したがって、その限りでは、文久三年の利益計上は、当然のことであった。しかし、文久元年について、注意したいのは、表7である。前述の糸売代銀に含まれる諸経費を除いた他の、入用出費がここに示されている。同年その入用

(61) 幕末期、売込商の性格について

第8表 文久3年売込状況

| 期 間 | 種 目 | 金 額 | | 相 関 ☆ 係 |
|-------------------------------------|-------------------------|-----------|------------|---------------|
| 正~4/9 正~4/5 | 売 糸 代 金 | 20932.3.3 | 10匁7 1558文 | A |
| | 買 元 | 20154.3.2 | 4234 | B |
| | 諸 入 用 | 358.1.1 | 20580 | C |
| | 利 潤 | 416.1.0 | 818 | A-(B+C) |
| | 支 払 | 330.0.0 | | D |
| | 全 利 潤 | 86.1.0 | 818 | A-(B+C+D) |
| 4/19~5/14 4/10~5/10 4/13~5/15 | 売 糸 代 金 | 6940.0.0 | 640 | A |
| | 買 元 | 6468.2.1 | 1330 | B |
| | 諸 入 用 | 150.1.2 | 73 | C |
| | 利 潤 | 320.3.3 | 58 | A-(B+C) |
| 5/22~6/10 5/18~6/ | 売 糸 代 金 | 12657.0.0 | 240 | A |
| | 買 元 | 12412.2.3 | 34 | B |
| | 諸 入 用 | | | C |
| | 利 潤 | 244.1.1 | 26 | A-(B+C) |
| 6/18~6/24 6/2 ~7/14 戊~亥春 | 売 糸 代 金 | 7126.2.0 | 21匁39 | A |
| | 買 元 | 7026.3.1 | 28183 | B |
| | 諸 入 用 | | | C |
| | 利 潤 | 766.0.0 | 1526 | A-(B+C) |
| | 奥 州 糸 利 | 963.0.0 | | D |
| | 全 利 潤 | 1729.0.0 | 1526 | A-(B+C)+D |
| 7/21~11/13 6/20~9/10 | 売 糸 代 金 | 18978.0.0 | 286 | A |
| | 買 元 | 16987.2.0 | 726 | B |
| | 諸 入 用 | | | C |
| | 利 潤 | 1014.2.2 | 161 | A-(B+C) |
| | 奥 州 糸 $\frac{1}{3}$ 利 分 | 580.0.0 | 359 | D |
| | 小の長乗合利 $\frac{1}{2}$ | 11.0.0 | 300 | E |
| | 付 落 | 19.3.1 | 156 | F |
| | 全 利 潤 | 1585.3.1 | 660 | A-(B+C)+D+E-F |

は、約四四〇
両であった
が、そのうち
一七八両ほど
が借金の利息
であった。そ
の内訳は、川
村殿利足二八
両余、隠居利
足九六両余、
吉池利足四兩
となってい
る。この利足
支払は、隠居
よりの借金の
うち、二〇〇
〇兩にたいし
ての利足五一
兩二分二朱と
二七〇文とさ

れているから、その借金額の大凡が把握出来よう。それ故、この年の経営不振の一つの重要な理由は、この多量の借金にたいする利子支払にもあるということが明らかとなる。

文久三年についていえば、利潤は、約四、〇〇〇両にのぼっている。しかし、その利潤のうち、表8に示されるように、奥州糸からの利益が一、五四三兩と、全利益の三八・九%をしめる。三月二〇日・二五日両日の糸売上よりみると、奥州糸三、一八八斤の買入値段は、一斤当り、二・三三兩となっている。この二つの事実より、この利潤の多くは、奥州糸の売買に拠っていたものといえよう。とはいえ、この年にせよ、藤屋の利益率は、六・三%にとどまっている。

表7によると、諸入用の総額にたいし、利足は、約一五%をしめるが、その他に特徴的な事実として、軍用金二〇〇兩が計上されていることに注目されよう。それは「御軍用金」としての一〇〇兩、「地頭所軍用金」としての一〇〇兩を内容としている。そして、この軍用金と、利足を含めて総入用の三五%をしめている。

この軍用金は、翌四年になると、「浪士え差出」五〇

兩、「水戸浪士桐生え差出」二〇〇兩と、水戸浪士への軍用金となり、総入用の一八・四%、利足の二八・五兩と合せて、三二・一%をしめる。文久四年の利潤の減少は、さきにみたような糸購入価格の騰貴によるのであるがそれと共に、右の事実は、注目されてよい。

こうして、利潤を通じてみた場合、藤屋の経営は、きわめて、低収益であり、しかも、たいへん不安定であるという事実、その不安定性が、たんに、生糸売買のみになるのではなくて、借金にたいする利子支払い及び、政治的不隠への対処のための軍用金支出によって、加速されている事情を読みとることが出来る。

3 「再編」の意義

このような売込商を中心とした経営の不安定性は、われわれに一つの重要な問題への示唆を与えるのであるが、それは後述するとして、今暫く、藤生についての検討をしておこう。

慶応二年、「差引帳」では、正三郎・甚作という藤生の仲買と思われる商人二人が、蚕種・繭・生糸の仕入を行ない、それに伴なう差引勘定をしている。その仕入総量

(63) 幕末期、売込商の性格について

は、表りに示される。そして、これらの糸類は「山ノ辺・上ノ山・金谷御役永」・「館岡・上ノ山・飯坂并福嶋迄之入用高」と記されているように、いわゆる奥州糸である。これに要した費用は、表り一附に示されるように、入用・駄賃・利足・諸雑用・立替貸金他を含めて、五、四七両余にたっし、仕入金を加えれば約四、二九三両余となる。これにたいし、入金は、三、六一五両余となっている。したがって、正三郎・甚作のこの糸類買付けは、藤生からの送金高(入金のうち、五一五両は、国元からの持出金、一、七〇〇両は、送り金、一、三五〇両は為替金で

第9表 差引帳による仕入内容

| 代 | 金 | 品目 | 数量 |
|----------|------|------|---------|
| 535.3.2 | 786文 | 春種 | |
| 354.0.0 | 160 | 夏種 | 1445枚 |
| 983.3.1 | 366 | 出から繭 | 413646匁 |
| 53.0.0 | | " | 6石404 |
| 47.2.2 | 3201 | 玉繭 | 3900匁 |
| 1444.3.2 | 48 | 生糸 | 59972匁 |
| 317.0.2 | 2192 | 玉糸 | 20093匁 |
| 62.0.0 | 355 | 出から繭 | 23150匁 |
| 3746.0.0 | 308 | 計 | |

第9表一附 経費・入金

| 種目 | 金 | 額 |
|-------|----------|------|
| 入用 | 138.1.3 | 325文 |
| 駄賃 | 111.0.0 | |
| 利足 | 102.3.2 | 408 |
| 諸雑用 | 115.3.1 | 198 |
| 立替貸金他 | 77.2.0 | 1922 |
| 入金高 | 3615.0.0 | |

上にある。奥州糸の低価購入は、藤生にとって、重要な利潤源であった。しかし、打ち続く低収益と不安定性とは、その奥州糸買付けにも困難を示しはじめていた。このことの繰りかえしは、徒らに、借金を増大し、そのための利足支払額を大きくして行くであろう。そして、このことの結果の一つが、明治元年に現れた。同年一月の「絹代金内渡帳」は、生糸代金の借金の四分の一を返済し、残る四分の一は、翌二年中に、二分の一は、追い追いに返済するという約定をとりつけた証書である。その相手は、六一人に及び、その借金額

ある)の過少のために、七七九兩二朱と三六三文の不足金を生じた。この過支出のなかには、五〇兩の「沼山糸之手金」も含まれており、これによって、前貸に基く糸買付けを示している。そして、この過支出は、購入糸を質入(玉繭二箇・生糸老箇八分・玉糸式箇式分三厘)して、五〇〇兩を得、その他、現地での借金によって賄っている。以上が、この差引の概要である。ここに

第 10 表 主要な借金

| 借 金 高 | 住 所 | 人 名 |
|---------|-------|-----|
| 193.0.2 | 350文 | 善藏 |
| 130.0.0 | 桐生1丁目 | 善藏 |
| 100.0.0 | 桐生横町 | 兵衛 |
| 101.1.2 | 70 | 利亀 |
| 130.0.0 | 桐生今泉 | 与四郎 |
| 130.1.2 | 950 | 利初 |
| 125.0.0 | 足月谷 | 林喜 |
| 130.0.0 | 田保 | 右衛門 |
| 155.0.0 | 利市 | 半政 |
| 166.3.2 | 本場 | 清七 |
| 514.2.2 | 足利 | 喜山 |
| 100.0.0 | 上仁 | 佐儀 |
| 104.0.0 | 1872 | 如来 |
| 164.2.0 | 5382 | 下新田 |

は、三、五二三兩三分一六貫八六二文にのぼる。そのうち、貸金額一〇〇兩以上のものは、表10に示した一五人であり、桐生・足利の町人及び、周辺農村の、おそらくは、「豪農」的農民であろう。

以上の内容をもつこの内渡帳は、次のことを物語っている。第一には、ここに示された借金の額と、その地域的分布とは、「絹代金内渡」である以上、藤生の、生糸買いつけの結果を示しているということである。その殆ど全ては、生糸代金の未払より生じた負債であることに疑

いはない。それ故、この借金の分布は、文久年間以降展開した、前橋糸の買いつけのひろがりの結果である。それは、これらの生糸生産者——いうまでもなく、これらの人びとの中の階層は、広く、自立的生糸生産者から、問屋制支配を基礎とする商人までを含むであろう——が、藤生を通じて、生糸輸出に結びつけられていたことの実現である。あるいは、逆に、藤生は、文久年間以降、横浜貿易を楨杆として、これらの生糸生産者の編成を行なったのである。第二に、しかし、この編成は、決して、強固なものではなかったろうということである。すでに指摘したように、藤生が、上州において、前貸による生糸生産者支配を行なったという痕跡はない。むしろ、高価に前橋糸を購入していたことは、すでに述べたところである。それは、小生産者乃至商人・「豪農」的農民の、経済的自立性の強さの上に、藤生の糸買継が成立していたことの表現ではないだろうか。そして、その故にこそ、ここに示されるような借金の累積が現れてくるのである。第三に、それにもかかわらず、藤生のこの借金返済の方法自体が、固有の意味をもっているということである。藤生がこのように、多量の借金をもちつつも身代限

りとならず、いわば、微温的な返済に処置されている理由には、一つには、前にのべた、この地帯における藤生の果たす経済的役割の重要性があるだろう。しかし、そのことは同時に、金融関係を通じての、商人・「豪農」的連繋の中に、藤生自身が組みこまれたことを意味している。このてんから見れば、藤生は、これらの商人・「豪農」的農民を、編成すると共に、藤生自体、これらの「豪農的」連繋の中に——或いは、一般的に存在する商人・「豪農」を主体とする金融体系のなかに——含みこまれることになったのであった。もはや、文久初年に至るまで持っていた商人としての自立性は、大きく喪われつつあった。それは、奥州糸買いつけにも示されていることは、すでに見たところである。

4 「連繋」の基礎状況

以上が、当面必要で可能な、藤屋・藤生の検討である。たとえ、一定程度の地域的分業関係を支えられているようにとも、本来的に幕藩制的市場関係を基礎にしていた商人が、開港以後の展開のなかで、当初は、売込商として登場しても、結局のところ、商人・「豪農」の階級的

連繋にくみこまれることなしには、その商人的発展もまた不可能であろうということが、そのあらずじである。そして、このことが、おそらく、「再編の契機」たる開港にさいしての、その「再編」の内容なのである。

そこで、次の問題は、これらの、商人・「豪農」が、何故に、このような階級的連繋の強化に努めねばならなかったのかということであろう。それについては、一般的に、別稿に述べたので、ここでは詳述は避けたいが、ただ、一つの注目すべき資料をあげておこう。それは、大間々町における町人構成についてである。⁽¹⁶⁾ 大間々町には、明治三年現在、大家¹¹百姓が二八四軒にたいし、借家が二九六軒存在する。その借家のうち、不明の九軒を除いて二八七軒について、その住人が、何年に、何処から移住して来たかが記されている。表示すれば表11のようになる。

約半数が、慶応二年から、明治三年の間の移住者である。その多くは、山田郡・勢多郡の比較的隣隣の農村から、或いは、蒲原郡を主とする越後から移っている。このことは、実に急速に、「もっぱら『農民』的人口として存在持続せしめられていた」⁽¹⁷⁾ 状態が破られつつあるこ

第 11 表 大間々町借屋人の状況 (単位戸)

| 前住地 | 移住年代 | | | | | | | | | 計 |
|------|-----------|-------------|-------------|------------|------------|------------|------------|------------|-----|----|
| | 天保6 以前 | 天保7 天保11 | 天保12 弘化2 | 弘化3 嘉永3 | 嘉永4 安政2 | 安政3 万延元 | 文久元 慶応元 | 慶応2 明治3 | | |
| (上野) | 当町 | 1 | | 1 | | 1 | 1 | 3 | 9 | 16 |
| | 山田郡他 | | 1 | | | 1 | 2 | 9 | 27 | 40 |
| | 群馬郡含・桐生 | 1 | 1 | | | 1 | 3 | 2 | 4 | 12 |
| | 勢多郡 | 2 | 1 | 2 | 2 | 1 | 2 | 4 | 28 | 42 |
| | 利根郡 | | | | 1 | 1 | 1 | 1 | 4 | 8 |
| | 那波郡前橋 | | | | | | | | 2 | 2 |
| | 邑楽郡 | | | | | | | 1 | 1 | 2 |
| | 碓永郡 | | | 2 | 2 | | | | | 4 |
| | 新田郡 | | | 1 | | 1 | 4 | 2 | 10 | 18 |
| | 佐位郡 | 2 | | 1 | 1 | 2 | 2 | 2 | 3 | 13 |
| 緑野郡 | | | | | | | | 1 | 1 | |
| 小計 | 6 | 3 | 7 | 6 | 8 | 15 | 24 | 89 | 158 | |
| (下野) | 足利郡含・佐野 | 1 | | | | | 1 | | 2 | 4 |
| | 安蘇郡 | 1 | | 1 | | | | 1 | 2 | 5 |
| | 都賀郡 | | | | | | | 2 | 3 | 5 |
| 小計 | 2 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 3 | 7 | 14 | |
| (武州) | 2 | 1 | | 2 | 3 | 6 | 5 | 13 | 32 | |
| (越後) | 4 | 1 | 2 | 3 | 5 | 14 | 6 | 22 | 57 | |
| (越中) | | | | 2 | 1 | | | 4 | 7 | |
| (近江) | 4 | | | | | | 1 | 2 | 7 | |
| (備後) | | | | 1 | | | | | 1 | |
| (常陸) | | | | | | 1 | | 1 | 2 | |
| (能登) | | | | | | | | 2 | 2 | |
| (下総) | | | | 2 | | 1 | | | 3 | |
| 他 | | | | | | 2 | 1 | 1 | 4 | |
| 総計 | 16 | 5 | 10 | 16 | 17 | 40 | 40 | 141 | 287 | |

との、表現である。そしてこのことは、たんに、下層農民の町方への移住による前期プロレタリヤの形成を示すだけではなく、それに関連する半プロレタリヤ的農民の流動性を示すものであることは、ほぼ間違いない。

この状況が基礎的状況として存在すること、このことの評価が上述の階級的連繋の理解にとって、基本的に不可欠のものである。筆者は考えるのである。

(一九六七・十二・十八)

〔附記〕

- (A) 本稿を含めて、われわれの桐生・大間々地方の蚕糸業史に関する共同研究のための史料調査にさいし、煩をいとわず史料閲覧のために助力された、星野重夫氏並びに、高草木担三氏・藤生素三氏・新居宝氏に深く感謝する。
- (B) 桐原村については、郷蔵文書に拠る古島敏雄氏の分析があり、大間々町については、高草木家文書による長谷川伸三氏の検討がある。本稿では、これらの分析・検討と、重複する部分はいっさい省いていることを、断わっておきたい。古島敏雄「明治初年における桐生近郊農村の農業生産」歴史評論三七。長谷川伸三「幕藩体制崩壊期における在郷町の動向」地方史研究七〇。
- (1) 拙稿「維新変革の現代史視点」歴史学研究三二二号。
(2) 例えば、矢木明夫「日本近代製糸業の成立」。
(3) 拙稿「大会への期待」歴史学研究三一〇号及び拙稿「維新変革の起点」歴史学研究三〇四号。
(4) 岡谷市武居家文書による検討が、現在進められつつある。
(5) 拙稿「幕末期武州製糸業の展開」とりあえずは、拙稿「八王子市史」上巻第四章第四節。
(6) 大石村大橋家文書による検討が進められつつある。
(7) 「横浜市史」第二巻巻末附録。
(8) 大間々町が桐原村より分離し、町を称するようになったのは、文政一一年である。詳しくは「山田郡誌」参照。
- (9) 以下大間々町藤生素三氏所蔵文書による。
(10) 以下は、主として、藤生家文書の、「洋商差引帳」による。同文書だけは、「横浜市史」資料篇一に採録されている。
(11) 林兵衛には、文久三年一月二日、「林兵衛殿給金相渡亥年分」として、二五両が支払われている。
(12) このことは、五品江戸廻送令の限界の問題として評価されよう。
(13) じっさい、藤生家文書には、賃引き等の生産支配の形跡が見当たらない。
(14) 史料文言は、次の如くである。
近年引続私儀不如意候ニ付各様方江書面之通絹代金借用ニ相成候間、返済方段々精々仕居候折柄当春難澁筋旁一時御返済方行届兼、依之借用金之内当時四ヶ志御渡申上、跡金之義は来ル巳年改革行届出方ニ茂相成候節は都合米金相渡、残金之義は追々出精致返済仕度旨親類共を以御願申上候処、旧求度引之訳を以速ニ御聞濟被下難有奉存候、然上は右御対談之通聊無相違追々替済可仕候。以上、
(15) 注(1)の拙稿参照。
(16) 大間々町、高草木担三氏所蔵文書による。主として「大間々当年ノ人別帳」。
(17) 「羽仁五郎歴史論著作集」第三卷三三五頁。
(一橋大学助教授)